

事業承継 実践編

中小企業の経営者の高齢化が進行しており、事業承継対策が急務となってきた。平成20年10月1日から「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が施行された（遺留分の特例制度は平成21年3月1日から施行）。今後、弁護士が事業承継に関わる機会も増大すると思われる。そこで、本特集では、中小企業の経営者から事業承継について相談を受けた場合を念頭に、事業承継対策のポイント、経営承継円滑化法等について取り上げたので、参考にさせていただきたい。

CONTENTS

- 【総論】中小企業経営者から事業承継について聞かれたらこう答えよう～円滑化法入門～
- 【各論1】事業承継事例解説1
- 【各論2】事業承継事例解説2
- 【各論3】税理士から見た事業承継

【総論】

中小企業経営者から事業承継について聞かれたらこう答えよう～円滑化法入門～

弁護士業務改革委員会委員 彦坂 浩一（44期）



第1 中小企業の事業承継対策のポイント

1 中小企業の経営者の高齢化と事業承継問題

いわゆる団塊の世代と呼ばれる年代の中小企業の経営者が60代にさしかかっており、多くの中小企業が事業承継問題に直面しようとしている。

国も、平成20年5月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）を成立させるなど施策の一つとしてこの問題に取り組んでいる。この法律の柱は、①遺留分の特例、②中小企業の株式についての納税猶予制度、③金融支援である。このうち、「株式の納税猶予制度」はマスコミでも報道されるなど世間の注目を受けており、その詳細は平成21年度税制改正で決まる見込みである。

このように事業承継問題は今後大きなニーズが見込まれている分野でもあり、弁護士の業務としても積極的に取り組む必要がある。

2 事業承継の二つの側面

事業承継は、「経営」を承継させるという側面と「資産」を承継させる側面がある。

そのため、事業承継対策では、「経営承継」と「資産承継」の二つの側面でいかに円滑に行うかが重要な課題となる。

もちろん、資産承継の側面では相続税や贈与税といった税金対策も忘れてはならない課題である。しかしながら、相続税対策は重要ではあるが、あくま

でも経営承継を円滑に行うことが最優先されるべきであり、相続税対策を重視するあまり経営承継という側面を軽視することは許されない。

「経営」と「資産」を円滑に、かつ、適切に承継させるためには、相続法制、会社法制や経営承継円滑化法の知識が不可欠である。すなわち、事業承継対策の中心的課題は法律業務であって、弁護士の業務であるといえる。

弁護士は、税金問題は税理士と、許認可問題は行政書士、不動産の登記等は司法書士といったように他の専門家と連携を取りながら適切な対策を講じていく必要がある。

3 経営者に事業承継の重要性を説く

中小企業の経営者は元気である。また、とても忙しい。事業承継のことをゆっくり考える暇がないという経営者が多いであろう。

事業承継のことを考えているとしても、親子の跡継ぎ問題としか理解していなかったり、相続税対策としか考えていなかったりする経営者もいるだろう。

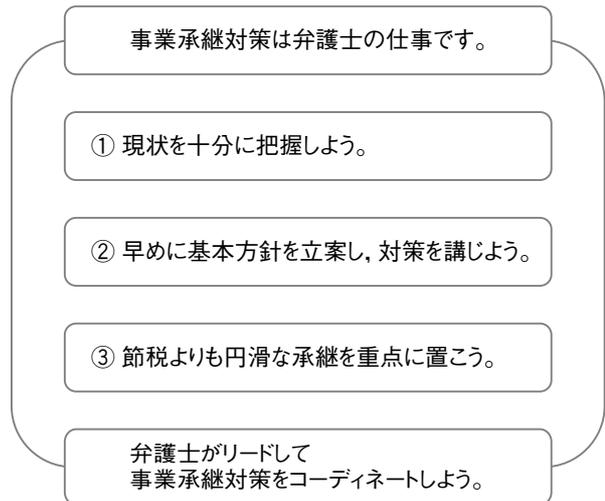
このような経営者から事業承継の相談を待っている、いつまでも相談は来ない。

そこで私たち弁護士は、経営者に対して、事業承継はきわめて法律問題という側面が強いこと、早期に事業承継対策を講ずることが円滑な承継には重要なことを理解してもらい、弁護士が事業承継対策案を立案して提案をしながらアドバイスする必要がある。

4 事業承継対策のポイント

①現状把握、②早期の対策、③円滑な承継のための対策、この3つがポイントである【図1】。

【図1】



まず、①現状把握なくしては、適切な対策を講じることができない。

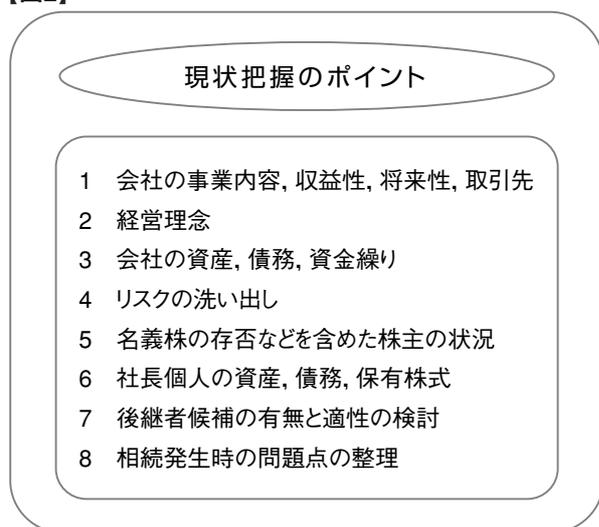
後継者候補が親族内にいるのか、いないのかでは全く対策が異なる。たとえば、親族内にいる場合には、相続税対策のため株価を下げるということも考えられるが、後継者候補がまわりにはいない場合には、M&Aが問題となるため、株式をできるだけ高く売却するために株価を上げるという方向になるなど逆の方向での対策が必要となる場合もある。

現状を把握すべき点は、会社の特徴や経営者の特徴、会社の資産と個人の資産、後継者の状況等であるが、【図2】の項目を参考に現状を十分に把握していただきたい。

次に②早期の対策である。現状を把握したら、親族内承継が可能か、役員・従業員への承継か、それともM&Aによる第三者への承継かを検討し、その対策の立案を行う。

経営や資産を円滑に承継させるためには、親族、役員、従業員、取引先など関係者の理解が必要である。また、後継者候補がいる場合には経営者となる

【図2】



ための教育が必要であるし、後継者がなくM&Aを行うときは、株価を上げるために会社を磨き上げる必要がある。相続税対策も早期に始めた方が有利である。立案のポイントは【図3】のとおりであり、出来る限り早めに対策を講じることである。

そして最後に最も注意すべき点としては、③「円滑な承継」のためという目標を忘れずに対策を講じることである。経営者の中には相続税のことばかり考えが及んでしまう方がいる。しかし、その会社が永続的に成長発展していくことこそが重要であって、節税は二の次といわざるを得ない。トラブルを防止し、円滑に承継させることこそが事業承継対策の一番の目的である。このことをよく経営者にも理解していただいて対策を講じていこう。

5 中心は親族内承継 ～相続法制の活用

中小企業の事業承継は、親族外承継が40%以上に増えてきたといわれているが、まだまだその中心は親族内承継である。そこでは相続法制を中心に活

用しながら対策を講じることとなる。

「経営」の承継にとって重要なのは、後継者の議決権の確保である。少なくとも過半数の議決権、できれば定款変更など重要事項を可決できる3分の2の議決権は確保させたい。株式は経営者の大きな「資産」でもあるから、どのようにして「株式」を後継者にスムーズに承継させるかは、事業承継対策の重要な課題である。

ここで確認しておきたいことは、株式は、相続の際、可分債権とは扱われずに当然分割にはならないということである（東京高裁昭和48年9月17日判決、高裁民集26-3-288参照）。そして、株式は相続人の共有となり、権利行使者が定められない場合には、議決権は持分の過半数をもって行使されることとなる（最高裁平成9年1月28日判決、判例時報1599-139参照）。

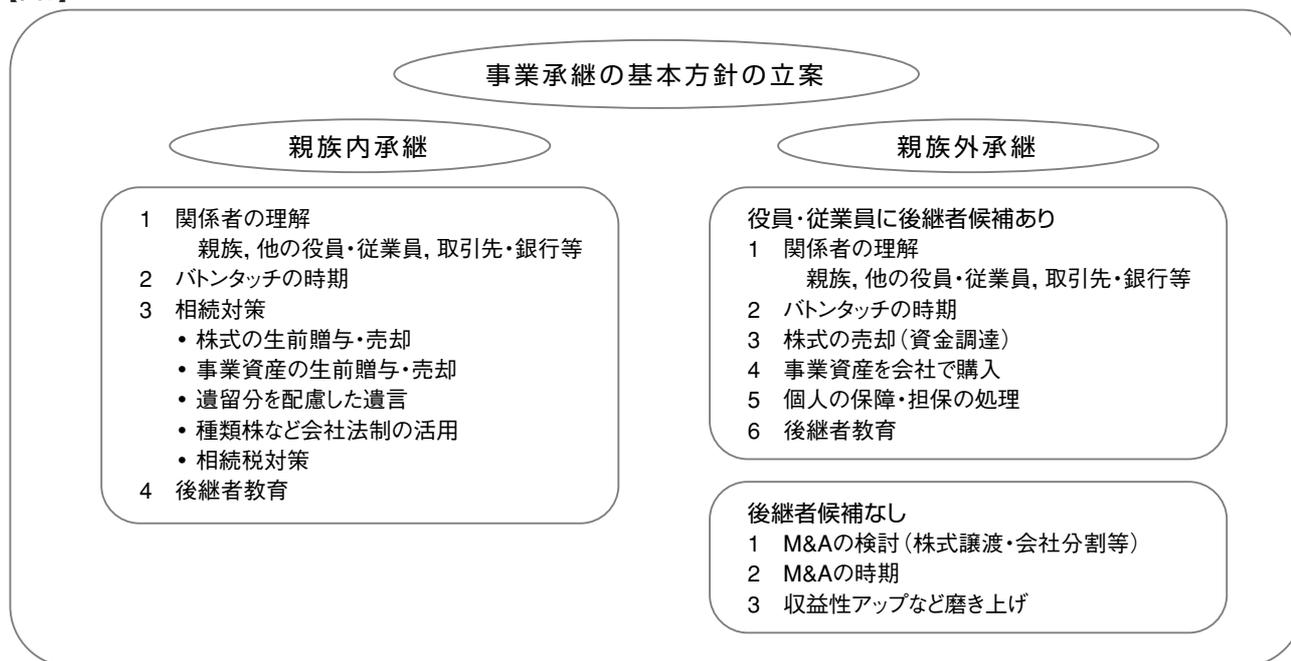
つまり、株式が遺言もなく遺産分割協議の対象となったときには、他の相続人の協力が得られない限り、後継者の意に沿った議決権の行使は不可能となるということである。

このような事態を避けるためには、安定した経営のために必要な株式については、経営者から後継者が売買または生前贈与によって取得し、または、遺言によって取得する必要がある。

ただし、生前贈与や遺言の場合には、後に株式に対して遺留分減殺請求が行使されることがないように他の相続人の遺留分を侵害しないように十分配慮することが必要である。

しかしながら、中小企業の経営者の中には、株式以外には十分な資産を有していないことも多く、遺留分の侵害が避けられないこともあり得る。そのような場合には経営承継円滑化法の活用を検討すべきである。

【図3】



第2 経営承継円滑化法入門

1 経営承継円滑化法による遺留分の特例の活用

経営承継円滑化法による遺留分の特例制度が平成21年3月1日から施行される。

私たちが、この遺留分の特例制度を十分に理解し、事業承継の場面に応じて是非とも活用したいものである。

そこで、遺留分の特例制度を簡単にみてみよう。

2 対象となる会社、利用ができる後継者等

この特例の対象となる会社は、3年以上継続して事業を行っている中小企業【図4】であって、上場してい

ない会社である（法2条、法3条1項、施行規則2条）。

そして、旧代表者（現代表者でもよい）から株式又は持分（以下「株式等」）が推定相続人である後継者に贈与されているときに（法3条2項）、当該株式等について後に説明する「除外合意」と「固定合

【図4】対象となる中小企業の範囲
（政令により一定業種はさらに拡大）

	資本金		従業員数
製造業その他	3億円以下	また は	300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5000万円以下		50人以下
サービス業	5000万円以下		100人以下

意」ができる。対象株式等は単に贈与契約の締結では足りず、贈与の履行が必要である。この点、株券発行会社では株券の交付が譲渡の効力要件であるから（会社法128条1項）、後継者への株券交付が履行の要件となるので注意が必要である。

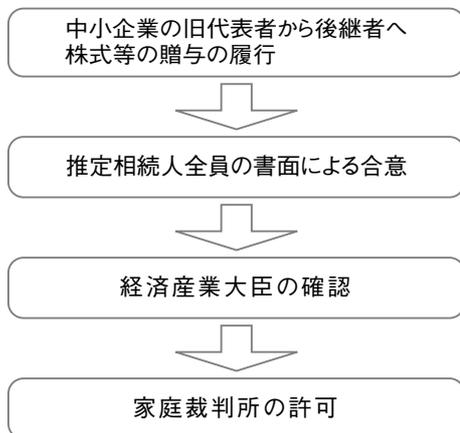
また、後継者が株式等の当該贈与を受けたことにより、総株主の議決権の過半数を有することとなり、かつ、代表者に就任して経営に従事していなければならない（法3条3項）。

3 「除外合意」と「固定合意」

経営承継円滑化法によって、「除外合意」、つまり遺留分算定の基礎財産から贈与された株式等を除外する旨の合意が可能となる（法4条1項1号）。

また、「固定合意」、つまり遺留分を算定するための財産に算入する贈与された株式等の価額につき合意時の価額に固定する合意も可能である（法4条1項2号）。ただし、この固定する額は、弁護士、税理士等が証明した相当な価額でなければならず、当事者が勝手に額を合意することはできない。

【図5】経営承継円滑化法による遺留分の特例の手続



これらの合意は、必ず遺留分を有する推定相続人全員で、書面でしなければならない。

その際、これらの合意に併せて、株式以外の財産についての除外合意（法5条）、また、他の相続人についての財産の除外合意（法6条2項）等を行うことが可能である。

4 経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可

「除外合意」や「固定合意」を書面で行ったときは、後継者は、合意から1か月以内に経済産業大臣に確認の申請をし、その確認を受けなければならない（法7条）。

そして、確認を受けた後1か月以内に家庭裁判所の許可の申立をする必要がある（法8条）。

この家庭裁判所の許可を受けてはじめて遺留分の特例としての効果が認められる。

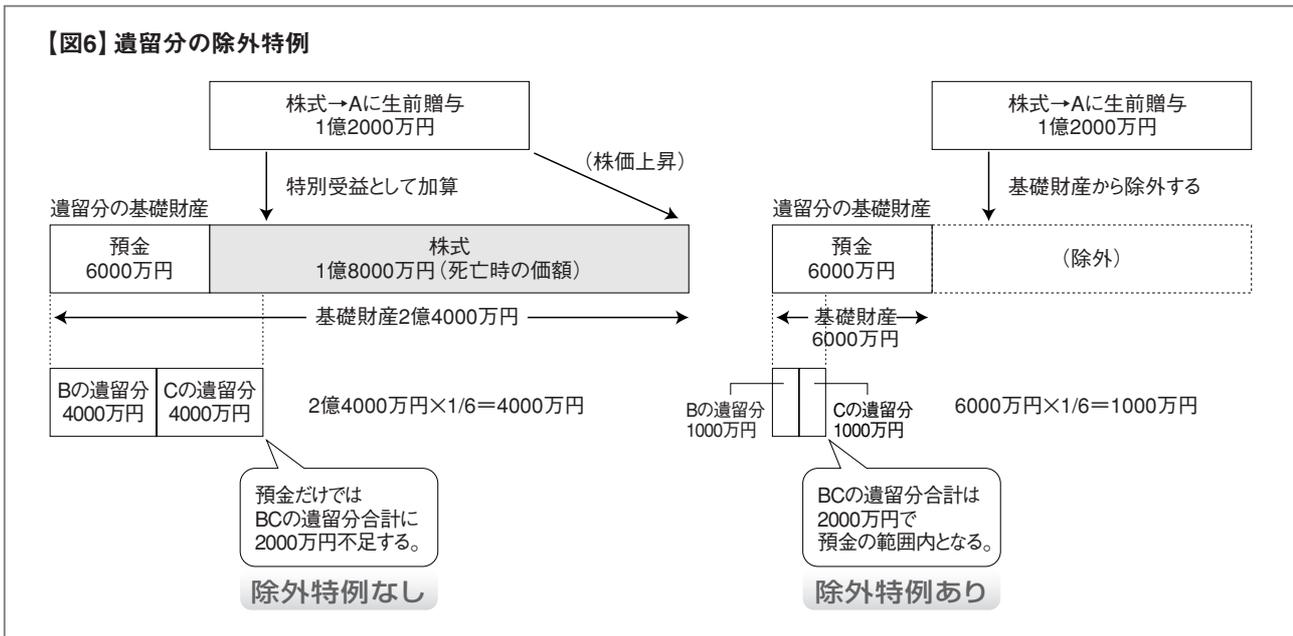
5 除外合意等の効力

家庭裁判所の許可があると、後継者に対する株式についての「除外合意」（法4条1項1号）や株式以外の財産についての除外合意（法5条）、また、他の相続人についての財産の除外合意（法6条2項）により、その合意した財産の価額については遺留分を算定するための財産の価額には算入しないこととなる（法9条1項）。

また、「固定合意」については、遺留分を算定するための財産に算入する価額が合意した価額となる（法9条2項）。

ここでは、除外合意について具体的にみてみよう。

たとえば、推定相続人が後継者Aを含めて旧社長の子どもABCの3名である場合で考えよう。相続財産は預金のみ6000万円あり、後継者が旧代表者から



株式の生前贈与を受けており、その株式について除外合意をして裁判所の許可を得たとする。株式の価額は合意をしたときは1億2000万円であり、死亡したときは1億8000万円に上昇していたと仮定しよう。

(遺留分の基礎財産)は、(死亡時の財産) + (贈与した財産) - (債務) であるので、除外合意がなかった場合は、6000万円 + 1億8000万円 = 2億4000万円となる。この場合は、BとCそれぞれの遺留分は2億4000万円 $\times 1/6 = 4000万円$ となり、預金6000万円のすべてをBとCの2人に分配しても遺留分に2000万円不足する。

「除外合意」をして家庭裁判所の許可を受けたときには、合意をした株式は基礎財産に算入しなくてよい。つまり、遺留分の基礎財産は、預金6000万円のみとなる。

とすると、BとCそれぞれの遺留分は6000万円 $\times 1/6 = 1000万円$ となり、預金6000万円で十分賄える範囲となるのである【図6】。

6 事業承継での活用

旧代表者が元気なときであれば、推定相続人を集めて後継者に事業を承継させる意義を説明して理解を得ることが可能なきも多と考えられる。

ただし、この制度は生前贈与を前提としているため、不用意に贈与を実行して贈与税が支払えないといった事態は避けなければならない。平成21年度税制改正で「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が導入される予定であり、贈与についても「相続時精算課税制度」の利用により納税猶予制度が可能となるといわれている。税理士と十分な連携を取りながらの活用が望まれる。

参考文献

ぎょうせい「税理士・弁護士・経営者のためのQ&A 経営承継円滑化法徹底解説」彦坂浩一ほか

*本文中の図は筆者作成による

【各論 1】

事業承継事例解説 1

弁護士業務改革委員会副委員長 倉田 大介 (37期)



1 会社の沿革と概要

甲社は、工業製品のメーカーで、創業は戦前に遡るが、現在の会社の体制になったのは、昭和38年である。資本金は1000万円、発行済み株式数は2万株、株主は、後述のAらをはじめ、名目上の者も含め10数名、従業員は15名～20名という典型的な中小企業である。

年間売上高は、平均約3億円程度（バブル期は4～5億円程度）で、銀行借入が1億円あり、前代表者の取締役Aはその連帯保証人となっている。もちろん、閉鎖会社で、株式の譲渡には取締役会の承認を要するとされている。

Aは80歳と高齢で、会社経営の第一線からは退いている。現在は、Aの長女C（取締役、経営にあっていた婿養子の前夫と死別、その持株数3000株）と、近時、代表者となったその息子D（Aの孫、その持株数500株）が経営にあっている。しかし、Aは、筆頭株主（持株数1万2000株、時価は1株1万円）であり、また、会社（事務所、工場）及び自宅の敷地を所有し（会社は地代を払っており、自用地の地価は1億2000万円、貸地の底地価格は2000万円）、会社の存続に大きな影響力を有している。なお、Aは、他に2000万円の預金を有している。また先妻と死別し、20年ほど前に現在の妻Bと再婚しており（Bとの間に子はない）、他に嫁いでいる二女E、三女Fがある。

2 相続と会社

Aは、現在、前述したとおり会社経営から概ね引退している（必要に応じて、重要な取引先や金融機関に出向くことはある）が、そのような体制の下で、

会社は業績を維持している。会社は、役員報酬や給料等の人件費の他利益配当もしてきており、そのことによって家族の生活を支え、ある程度の資産を形成してきた。Aは、そのような会社事業を、自分がいなくなっても引き続き、C、Dにおいて維持発展させて欲しいと願っている。

しかし他方、CとD以外に会社の事業を遂行できる者はいない状況の下、相続となった場合、BとCらの娘、Dらとの間がしっくり行っていないこともあって、相続の行方によっては会社の存続が危ぶまれる事態にもなりかねないことを心配し、何らかの手当をしたいと考えている。

3 会社存続の条件 1 …株式

まず、現代表者であるD（代襲相続人）が、生前にAの株式を取得することができれば、会社の経営を安定させることができることに異論はないであろう。これについては、平成21年に施行される予定の経営承継円滑化法の遺留分の特例（遺留分から除外する方法と価額を固定する方法とがある）を用いることが考えられる。推定相続人全員の合意により、現代表者に議決権の過半数を維持させるべく株式の全部もしくは一部を贈与し、その際、当該株式を慰留分算定の基礎財産から除外することや遺留分を算入する価額を固定することによって、Dに安定的な株式の取得をさせようとするものである（詳細は、前記彦坂会員の論考参照）。しかし、この制度を利用するためには、推定相続人全員の合意が必要とされており、可能性を追求する価値はあるものの、本件のようなケースでの適用は難しいのではないかと

思われる。

したがって、本事例では、株式の価値にもよるが、数年に亘って生前贈与したり（基礎控除110万円を上回る贈与を行い、現に納税しておく）、CないしDが、Aの株式を買い取るなどの措置を取ることが有効である。

4 会社存続の条件 2 …事務所・工場の敷地

会社の事務所・工場が、事業の存続にとって必須であることは言うまでもない。本事例においては、事務所、工場の敷地を、会社が永続的かつ安定的に使用できる環境を整備しておく必要がある。そのためDへの生前贈与を利用することも考えられるが、前述した株式の贈与のことも考え合わせると税務上得策とはいえない。ここでは、土地を会社の事業に必要な範囲で分筆して会社買い取っておくことが有益である。また、会社の資金調達力にもよるが、分割払いの方法をとることも考えられてよい。

5 相続人間の紛争回避 …遺言

Aは、会社が円滑に維持相続されるよう配慮するとともに、配偶者であるBら他の相続人に対しても、不満を抱かせることなく円滑に相続させたいと考えている。しかし、会社のために取る措置を考えると、各相続人に、その相続分全部を満足させるだけの遺産を残すことはできない状況にある。しかし、遺産には流動性の高いもの低いものなど色々ある（本事例における会社株式は、そもそも流動性換金性はほとんどなく、会社経営に関与しない者にとって実質

的に価値あるものとはいえない）。そこで、流動性の高い遺産（預貯金をはじめ、前述の株式や土地を売却した代金の分割債権など）を中心に、少なくとも本来の法定相続分の7割程度を推定相続人に相続させることを内容とする遺言を残しておくことが、不満を回避するために必要と考えられる。

6 会社債務について

言うまでもなく、Aの相続人は会社の借入金債務の連帯保証人としての地位を承継する。しかし、会社を承継しない相続人が会社の債務を連帯保証することは、それ自体、合理的なこととはいえず、元々銀行も会社と関係ない者の保証を取ることは想定していないのが通常である。

したがって、Aは、他の相続人が保証債務を承継しないような措置（銀行との交渉）を講ずべきことを、CないしDに課しておくことも必要であろう。

7 まとめ

中小企業では、中心となる経営者個人の帰趨が会社の消長にそのまま影響を及ぼす関係にあることが多い。本事例もその例である。

本事例では、相続を睨んでの生前贈与や生前処分（売却等）を活用して会社の維持存続を図ることとしているが、必ずしも容易ではない。そこで、中小企業の経営承継が円滑になされるため、強力な施策（たとえば、現在予定されている税制上の優遇措置の早期実施など）がなお求められているといえる。そして我々弁護士は、より一層、中小企業のよき助言者として積極的にその役割を果たしていく必要がある。

【各論 2】

事業承継事例解説 2

弁護士業務改革委員会委員 原口 紘一 (29期)



1 X社の概要

生鮮食品中心のスーパー、社員20名 パート100名、資本金6000万円（全株前社長所有）、所有不動産 会社2億円 個人1億円、年商約30億円、会社負債約3億円、不動産全部に根抵当権設定及び前社長が借入金全部に個人連帯保証。

2 創業経営者の突然死

20年前に創業。10数年間1店舗で地道に商売していたが、この数年、経営コンサルタントなどを招いて多店舗展開を始め、5店舗目の開店の為社長が精力的に陣頭指揮をとっている最中に脳いっ血で倒れ死亡。享年50才。妻(A)48才、長女23才、次女20才、長男14才。

妻A、長女、次女は社員として働いているが、幹部社員ではなく、妻Aを含め単なる一店員にすぎない。店長の経験もない。長女には社内に婚約者がいて、将来の幹部社員候補の1人と考えていたがまだ若い。長男は現在中学生。

3 とりあえず法定相続

とりあえず財産は会社株式も含めて法定相続とし、妻が社長を引き継ぎ、長男が成長するのを待つこととした。そこで、幹部社員とともに協力して会社再建を図ろうとしたが、何分にも経験不足で営業力が不足していたので、納入業者の中のある1人の活気のある女性経営者(B)に応援を求めたところ好意的に協力をしてくれることになったので、専務格で入ってもらい、店舗の指導や仕入れの采配などで強力な力となってくれた。

4 実質経営権の移行

ところが、数ヶ月が経過するうち社員たちの信望はこの女性経営者Bのパワーと情熱、人柄に移って

しまい、社長Aよりこの女性経営者Bの指示に従うようになってしまったため、社長Aは会社を乗っ取られるとの強い危機感を抱くに至り、ある日役員会の席上で突然、Bに解任解雇を申し渡してしまった。

そこから会社は分裂状態となり、社長A派と女性経営者B派の対立状態となってしまった。そこで社長Aはこの解任解雇の有効性をめぐって弁護士に相談に訪れていたが、そのうち社員のほとんどは女性経営者B側につき、何と娘たちも（婚約者も）そちらについてしまい、社長A側には腹心の部下である創業時からの経理部長の女性1人となってしまった。

これでは、たとえ解任を法的に争っても会社の現実の経営は困難なので、社長Aは身を引く覚悟を固め、その為の諸条件について弁護士のもとへ相談に訪れた。

5 法的検討課題

社長Aが身を引くための検討課題は多いが、中でも個人保証は全部はずすこと。つぎに会社が契約して前社長に生命保険5000万円をかけていたので、これを前社長の退職慰労金とさせること。また前社長時代から会社帳簿上に代表者借受金として5000万円計上されているが、この実体はよくわからないのでこの取扱いをはっきりさせること。社長Aが前社長から相続して保有している会社株式をBに引き取らせるための譲渡方法をどうするか。経営権引継後、従前の経営にからんで予想外の法的な責任問題（現在は表面化していない保証債務や損害賠償責任など）が生じた場合、今後一切前社長（その相続人ら）及び現社長Aへの責任追及はしないこと。女性経営者B側についた娘たちが将来不当に排除されたり、あるいは逆にうまく利用されて会社債務の個人保証人とされるなどの不当な扱いを受けるおそれのないようにしておきたい、ということなどを希望。

6 税務的問題点

退職慰労金については会社契約の生命保険金をあてることは有効な方法である。一般的には相続対策の手段として納税資金を生前に準備することが大切だが、このような役員保険はそのためにも加入する。加入時に「役員退職金規程」をつくることとされている。その際株主総会の議決は不可欠である。この規程があれば5000万円の退職金の支払は可能である。もしこれをつくっていないならば、あらためて株主総会の決議が必要である。

7 株式の譲渡

社長Aの株式をBに買い取らせる場合、その評価が問題となる。この程度の中小企業では純資産方式を基本と考えて、決算書上の純資産額を株数で割るのが簡便であろう。これを基準に実取引額を交渉することとなる。

Bの株式買取資金についてBが独自に調達できれば問題ないが、不足する場合、経営承継円滑化法(本年10月1日施行)にもとづき(株)日本政策金融公庫(旧中小企業金融公庫)に事業承継支援金制度がある。この中に事業承継のための株式買取資金等として7億2千万円まで、期間15年、低利率で貸付けるといった融資制度が設けられている。

Bはこの条件に合致しているので申込みをすればおそらく融資を受けられるだろう。

8 個人保証問題

銀行は個人保証を代表者交替によって変更し、前代表者を抜くということはまず行わない。新たに代表者となったBを保証人に加えるということだけである。

そこで、Aとしては、Bとの間で内部求償契約をしておくしかない。すなわちAが保証債務の履行をす

ることとなった場合は最終的にBに全額求償できる旨の合意を確実にとりつけておくことである。なお、前経営者死亡の際法定相続であったため、代表者の保証債務はAだけでなく子3名についても相続されている。したがって、子3名についても同様の求償合意を取り付けることがふさわしいが、うち子2名は会社に残るのでBが合意に応じるかは難しい。

したがって、前経営者死亡の際少なくとも債務についてはAの単独相続としておくことが望ましかった。

9 代表者借入金

創業社長の場合、当初の運転資金の不明なものを代表者借入金として帳簿上処理したり、役員報酬が払えなかったものを同様にしておくことがよくあるので、現実に貸付金が動いていないことがよくある。したがって実態が不明であれば放棄もありうるが、ただ放棄すると債務免除益が発生するので税務上の扱いをよく考えて時期を選ぶ必要がある。

10 免責問題

従前の経営に関する旧経営者の責任を将来に向ってすべて免責する合意は極めて難しい問題である。経営承継時の調査権と開示義務の相克の問題である。現時点で予見可能なものについてのみ免除し、予想外の場合については別途協議とする合意が限界ではないか。

11 不当扱いの排除

会社に残る子供たちの不当扱いを排除するための万全の措置は困難である。Bのもとに残ることを選択したのは子供たち自身なのだから、あとは本人の力でBとの協力関係の形成などに努めていくしかないと思われる。

【各論 3】

税理士から見た事業承継

税理士 堀江 浩



1 はじめに

平成20年10月1日より「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が施行され、また、会社法成立に伴う株式・取締役会制度等の改正、相続時精算課税制度等の事業承継税制の拡充、制度融資制度の新設、金融支援の特例など、事業承継を円滑に行う環境は徐々に整いつつあります。

ご存知のように中小企業は、我が国では約420万社あり、企業全体の約99%を占め、被雇用者数は全企業の被雇用者数の約70%を占めています。日本経済は中小企業が支えているといっても過言ではありません。

さらに、平成21年度税制改正予定として、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」、「相続課税方法の変更」等、中小企業の事業承継問題については、中小企業にとって有利な方向へと、ますます加速度を増しつつあります。

弁護士が中小企業の事業承継に携わる機会というのは、一概にいえませんが、何らかの同族間、又は利害関係者との紛争等の発生による関与というものが多いかと思われます。当然のことですが紛争の解決が第一であり、その結果として事業承継・相続問題の解決が行われていることが多いようにも思われます。

日本は戦後、日本特有のともいえるべき「同族会社」、資本と経営の独立ではなく、資本と経営の一致した会社形態を作り上げ、企業全体の99%近くがこの「同族会社」です。中小企業として日本経済を支えているのが現実であり、事業承継と相続とは切っても切り離せません。

2 事業承継を円滑に進める「カギ」

私も税理士は、中小企業の経営を常に裏側から

見ている立場であって、会社の経営と個人の財産を一体として把握する必要があります。中小企業が銀行等からその借入をする際にも必ずといってよいほど、代表者の個人保証を求められます。言葉は少し汚らしくなりますが、中小企業においては、「会社」の金はオヤジの金であり「オヤジ」の金は会社の金であることは事実として否めません。平成21年度税制改正予定として、相続税の納税猶予制度、相続課税方法の変更が予定されておりますが、事業承継と相続と納税、これを一体に考えながら承継を進めていかなければ、何の意味もありません。

中小企業の経営の承継は、計画的な相続対策に左右されると考えます。計画的な相続対策とは、納税資金の確保、②相続前の有効な財産の移転、③相続財産の評価減、この3点にあると思います。相続前にどれだけの計画が立てられ、相続発生時までに行うことができるかが、事業承継を円滑に進める「カギ」とあると考えます。

3 現行の事業承継に関する税制の概要

贈与・事業承継を円滑に行うために計画的な贈与を行う必要があります。

① 暦年課税制度

1月1日から12月31日までの1年間（暦年）毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度であり、贈与者と受贈者については、特に制限はありません。

基礎控除は（毎年）110万円であり基礎控除を超えた部分につき10%～50%の累進税率が適用されます。暦年課税制度については、相続税とは切り離して計算されますが、相続開始3年以内の贈与につ

いては、相続財産に加算されます。

② 相続時精算課税制度

将来、相続関係になる親から子への贈与について、選択制により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度であり、贈与者は65歳以上の親、受贈者は20歳以上の子である推定相続人。相続時精算課税の届出が必要であり、これは一度選択すれば相続時まで適用されます。控除額は非課税枠2500万円。限度額まで複数年にわたって使用が出来ます。税率は、非課税枠を超えた部分に対して一律20%課税であり、相続時精算課税の選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨届出書を提出しなければなりません。相続、そして届出をしたことにより相続税の計算時に精算（合算）が出来ます。

贈与税の暦年課税制度と相続時精算課税制度については、家族構成や保有財産状況により、どちらが有利であるか比較判断する必要があります。

4 平成21年度税制改正予定のポイント（事業承継税制）

① 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の概要

取引相場のない株式会社（非上場会社）を営んでいた被相続人から相続等によってその会社の株式等を取得し、その会社を営んでいく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式等の総数等の2/3に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の

納税を猶予する制度です。「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の施行にあわせ、平成20年10月1日以後の相続に遡及適用される予定です。ここでいうところの被相続人は、その会社の代表者、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く）の中で筆頭株主であることが必要です。

事業承継相続人としては、その会社の代表者であり、円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者であることが要件となります。

② 相続課税方法の変更（遺産取得課税方式）

現行の「法定相続分課税方式」は、一度民法の法定相続分で遺産分割がされたものと仮定して相続税額を計算し、その算定された相続税の税額を、実際の遺産分割等による各相続人の遺産取得分に応じた割合で按分して、各相続人の相続税額を算定する課税方式です。

これに対して、平成21年度税制改正予定としての「遺産取得課税方式」は、相続人等が取得した遺産を課税物件として課税する方式であり、相続という富の増加に担税力を見出して相続人に課税し、取得した遺産総額に応じて累進課税するという考え方式です。

平成21年度税制改正予定においては、事業承継税制のベースとなる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の施行日に合わせて、平成20年10月1日に遡って適用することも検討されています。